

（仮称）池田市官民連携まちなか広場条例（案）の概要について

① 設置目的

まちなかにおいて、事業者等が催し、販売等の事業を実施するための場を提供することによって官民が連携しながら、多様な人々が集い、憩い、及び交流する滞在空間並びに居心地が良く歩きたくなる都市空間を創出し、もってまちなかにおけるにぎわいの創出及び豊かな市民生活を実現するため、池田市官民連携まちなか広場（以下「広場」という。）を設置する。

補足、解説

本市では、国土交通省が推進する「ウォーカブル推進都市」に共鳴し、阪急池田駅を中心に、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づき「滞在快適性等向上区域」を定め、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを進めているところです。広場は、その隣接する事業者等が実施する同法に基づく一体型滞在快適性等向上事業（いわゆる一体型ウォーカブル事業）の中心となる公共施設となるべく、設置するものです。

広場においては、主にイベントの開催や、飲食店等の出店などを想定しており、居心地が良く歩きたくなる都市空間を創出するねらいです。

なお、広場内は、基本的には常時誰でも歩行によって通行し、通り抜けることができます。ただし、自転車による走行などはできません（自転車から降りて押して歩くのは問題ありません。）。

② 広場の名称、位置及び区域

- 1 広場として、池田駅南広場（池田市呉服町9番ほか）を設置する。
- 2 広場の区域は、規則で定める。

補足、解説

池田駅南広場の区域について、一部の敷地を民間の事業者から貸与を受ける予定であり、まだ確定できていないため、規則（（仮称）池田市官民連携まちなか広場条例施行規則を制定する予定です。）に委任して定めることとします。なお、予定とする区域については、『池田駅南広場の区域（予定）』を参照してください。

③ 広場が行う事業

広場は、次の事業を行う。

- (1) 広場における催し、販売等の事業を実施するための場の提供に関すること。
- (2) 広場における催し、販売等の事業の推進に関すること。
- (3) (1)、(2)のほか、広場における滞在の快適性等の向上（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第2項第5号に規定する滞在中の快適性等の向上をいう。）及び広場の周辺における同条第3項第2号に規定する一体型滞在快適性等向上事業の推進に関すること。

補足、解説

催しや販売などの事業を実施するための場を提供するほか、広場（市）が民間の事業者や市民団体等を募集してイベントを主催することなどを予定しています。また、広場の周辺（隣接する店舗等）における一体型滞在快適性等向上事業の推進に関する事業を実施する予定です。

④ 指定管理者による管理

- 1 広場における次の業務については、指定管理者により行う。
 - (1) 広場の使用の許可に関する業務
 - (2) 広場の維持管理に関する業務
 - (3) 広場の設置目的を達成するために必要な業務

- (4) (1)～(3)のほか、広場の管理運営上市長が必要と認める業務
- 2 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他市長が必要と認める書類を市長に提出しなければならない。
- 3 当該提出があったときは、その書類を審査した上で指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。
- 4 指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

補足、解説

多様なニーズに効果的かつ効率的に対応していくため、民間のノウハウを活用する必要があるため、指定管理者により管理します。

なお、池田駅南広場の開設は令和7年8月1日を予定していますが、まずは市が直営し、施設の維持管理の仕様や空間の利活用の水準等を見定めるための期間を設けますので、指定管理者による管理の開始については、開設当初からではなく令和8年度以降（本条例の公布の日から起算して2年6か月の範囲内において規則で定める日）を予定しています。

⑤ 広場における禁止行為

- 1 広場においては、次の行為をしてはならない。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すこと。
- (2) 暴力、騒音、放歌等により他人に危害又は迷惑を及ぼすこと。
- (3) 広場の施設又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損すること。
- (4) 工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）、物品等を放置すること。
- (5) (1)～(4)のほか、広場の管理運営上禁止する必要があると市長（指定管理者）が認める行為をすること。

2 広場において次の行為をしようとする者は、広場の専用使用と併せて市長（指定管理者）の許可を受けなければならない。ただし、広場の管理運営上市長（指定管理者）が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 興行、展示会、集会、演説、競技会その他これらに類する催し（以下「興行等」という。）をすること。
- (2) 物品の販売、宣伝、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (3) 広告物その他これに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。
- (4) 業として写真又は映画の撮影その他これらに類する行為（以下「写真撮影等」という。）をすること。
- (5) 工作物等を設置すること。
- (6) 火気を使用すること。
- (7) 車両を進入させ、又は留め置くこと（自転車を降車して移動させる行為を除く。）。
- (8) 球戯をし、スケートボードをし、ローラースケートをし、又はこれらに類する行為をすること。

補足、解説

2に掲げる行為については、通常は禁止すべき行為ですが、イベントの開催や飲食店等の出店などを広場で実施する場合には必要となるものです。よって、広場の専用使用をする者に限り許可することとします。また、ただし書の「広場の管理運営上市長（指定管理者）が必要と認めるとき」については、緊急の場合や、広場の施設の保全の際の工事を行う場合などを想定しています。

⑥ 広場の専用使用（１）

広場の専用使用（工作物等を設置するための工事による使用を含む。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長（指定管理者）

の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

補足、解説

池田駅南広場においては、エリア分け（中央エリア、東エリア、西エリア）を行い、そのエリアによる専用使用をすることができることとします。また、エリアによらず、使用面積20平方メートルを上限として専用使用をする方法（部分専用使用）によることもできることとします。

また、専用使用をできる時間は、近隣の住民等の迷惑にならないよう準備、片付けの時間を含めて午前9時から午後9時までとし、基本は、朝（午前9時から正午まで）、昼（午後1時から午後5時まで）、夜（午後6時から午後9時まで）、朝昼（午前9時から午後5時まで）、昼夜（午後1時から午後9時まで）、全日（午前9時から午後9時まで）の時間区分によるものとし、空いている場合に限りませんが、1時間を単位とした使用をすることもできることとします。

⑦ 広場の専用使用（2）

- 1 広場の管理運営上支障がないと市長（指定管理者）が認める場合に限り、深夜（午後9時から翌日の午前9時までをいう。以下同じ。）において、部分専用使用により工作物等を設置するための資材等を留置し、又は工作物等の設置に係る工事中の状態若しくは工作物等を設置した状態にして広場の専用使用をすることができる。この場合において、当該広場の専用使用をする者は、交通上、安全上、防火上及び衛生上の措置その他広場の管理運営上市長（指定管理者）が必要と認める措置を講じ、市長（指定管理者）の確認を受けなければならない。
- 2 深夜における部分専用使用においては、興行等、販売等の事業を実施し、又は工作物等（工作物等を設置するための資材等を含む。）の搬出入若しく

は工作物等の設置等に係る工事をすることができない。

補足、解説

朝からイベントを実施する場合など、前日から設営を行う必要があることも想定されます。そのため、例外的に、広場の管理運営上支障がないと市長（指定管理者）が認める場合に限って、部分専用使用によって、深夜において工作物等を設置するための資材等を留置し、工作物等の設置に係る工事中の状態又は工作物等を設置した状態にしておくことを認めることとします。ただし、交通上、安全上、防火上、衛生上等の必要な措置を必ず講じることとし、市長（指定管理者）がその確認を行います。また、近隣の住民等の迷惑になりますので、深夜においては興行等、販売等の事業の実施、工作物等（工作物等を設置するための資材等を含む。）の搬出入、工作物等の設置等に係る工事をすることはできないこととします。

⑧ 広場の使用制限（１）

市長（指定管理者）は、広場の専用使用が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該広場の専用使用を許可しない。

- (1) 広場の設置目的に反するおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 広場の施設又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (4) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成２３年池田市条例第２０号）第２条第１号に規定する暴力団の利益になるとき。
- (5) (1)～(4)のほか、広場の管理運営上支障があるとき。

補足、解説

「(1) 広場の設置目的に反するおそれがあるとき」について、「① 設置目的」に記載したとおり、広場は、居心地が良く歩きたくなる都市空間を創出す

ることを目的としており、主にイベントの開催や飲食店等の出店などを想定していますので、例えば、単に広場で球戯をする、駐車場として使用するなどといった用途では、専用使用はできないこととします。

⑨ 広場の使用制限（２）

１ 広場の専用使用において次の工作物等を設置する場合は、当該工作物等の設置が規則で定める技術的基準に適合しなければならない。この場合において、当該工作物等を設置したときは、基準に適合しているかどうかについて、市長（指定管理者）の確認を受けなければならない。

- （１）興行等のため設けられる仮設工作物
- （２）露店、商品置場その他これらに類する施設
- （３）写真撮影等のため設けられる仮設工作物

２ そのほか、広場の専用使用において設置することができない工作物等については、規則で定める。

補足、解説

工作物等の設置に係る技術的基準は、その外観、配置が広場の機能、美観等を害さないこと、倒壊、落下等を防止する措置を講ずることなどについて規則に定める予定です。

⑩ 使用料

１ 広場の専用使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、前納によらないで納付することができる。

【池田駅南広場の専用使用に係る使用料】

エリアによる専用使用に係る使用料の額

時間区分 使用区分		朝	昼	夜	朝昼	昼夜	全日	1 時間 使用
平日	全エリア	18,750円	25,000円	18,750円	50,000円	50,000円	75,000円	6,250円
	中央エリア	9,300円	12,400円	9,300円	24,800円	24,800円	37,200円	3,100円
	東エリア	6,600円	8,800円	6,600円	17,600円	17,600円	26,400円	2,200円
	西エリア	2,850円	3,800円	2,850円	7,600円	7,600円	11,400円	950円
休日等	全エリア	37,500円	50,000円	37,500円	100,000円	100,000円	150,000円	12,500円
	中央エリア	18,600円	24,800円	18,600円	49,600円	49,600円	74,400円	6,200円
	東エリア	13,200円	17,600円	13,200円	35,200円	35,200円	52,800円	4,400円
	西エリア	5,700円	7,600円	5,700円	15,200円	15,200円	22,800円	1,900円

備考 許可を受けた時間を超えて専用使用をしたときは、その超えた時間 1 時間までごとに付き、1 時間使用の額の使用料を徴収する。

部分専用使用に係る使用料の額

使用区分		使用料の額
平日	使用面積 10 平方メートル以下	1 日につき 2,000 円
	使用面積 10 平方メートルを超え 20 平方メートル以下	1 日につき 4,000 円
休日等	使用面積 10 平方メートル以下	1 日につき 4,000 円
	使用面積 10 平方メートルを超え 20 平方メートル以下	1 日につき 8,000 円

- 2 市長は、規則で定めるところにより、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 3 市長は、規則で定めるところにより、納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。

⑪ 使用者の原状回復の義務

使用者は、広場の専用使用を終了したときは、直ちにその専用使用した広場を原状に回復しなければならない。

⑫ 違反者に対する処分等

- 1 市長（又は指定管理者）は、次のいずれかに該当する者に対し、広場の専用使用の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくは付した条件を変更し、又は行為若しくは工作物等の設置に係る工事を中止し、設置した工作物等の改築、移転、除却その他当該工作物等により生ずべき損害を予防するため必要な措置を講じ、広場を原状に回復し、若しくは広場から退場することを命ずること（以下「許可の取消し等」という。）ができる。
 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
 - (2) 偽りその他不正な手段により広場の専用使用の許可を受けた者
- 2 市長（又は指定管理者）は、次のいずれかに該当する場合は、使用者に対し、許可の取消し等を行うことができる。
 - (1) 災害その他不可抗力により広場の管理運営上やむを得ない事由が発生した場合
 - (2) 広場の保全又は公衆の広場の使用に支障が生じた場合
 - (3) 広場の維持管理に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (4) (1)～(3)のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合
- 3 市長は、1又は2の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下「命令対象者」という。）を確知することができないときは、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合において、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ告示しなければならない。
- 4 市長は、3の規定により工作物等を除却し、又は除却させたときは、当該

工作物等を保管しなければならない。

- 5 市長は、4の規定により工作物等を保管したときは、当該工作物等の所有者等に対して当該工作物等を返還するため、規則で定める事項を告示するとともに、当該保管した工作物等について記録した保管工作物等一覧簿を事務所に備え付け、かつ、これを関係者に対して閲覧に供しなければならない。
- 6 市長は、4の規定により保管した工作物等が滅失し、若しくは破損するおそれがあるとき、又は5の規定による告示の日から起算して2週間（工作物等が特に貴重な物であるときは、3か月）を経過してもなお当該工作物等を返還することができない場合において、規則で定めるところにより評価した当該工作物等の価額に比し、その保管に不相当な費用若しくは手数を要するときは、当該工作物等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該売却した代金は、売却に要した費用に充てることができる。
- 7 市長は、6に規定する工作物等の価額が著しく低い場合において、6の規定による工作物等の売却につき買取人がないとき、又は売却するに当たって買取人がないことが明らかであるときは、当該工作物等を廃棄することができる。
- 8 3～7の規定による工作物等の除却、保管、売却その他の措置に要した費用は、当該工作物等の返還を受けるべき所有者等その他命令対象者の負担とする。
- 9 5の規定による告示の日から起算して6か月を経過してもなお4の規定により保管した工作物等（6の規定により売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該工作物等の所有権は、市に帰属する。

補足、解説

広場の性質が都市公園に類似するため、都市公園法（昭和31年法律第79号）等にならって規定することとします。

⑬ 違反行為により使用者に生じた損害

⑤の１の(4)、２の(5)、⑪の規定に違反する行為により、使用者に損害が生じてても、市は、その賠償の責めを負わない。

⑭ 損害賠償の義務

広場の施設又は附属設備を毀損し、滅失し、又は汚損した者は、速やかに原状に回復し、又は市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

⑮ 規則への委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

⑯ 過料

⑫の１、２の規定による命令に違反した者は、５万円以下の過料を科する。

⑰ 附則（施行期日等）

- １ この条例は、令和７年８月１日に施行する。ただし、２については令和７年４月１日から、④については公布の日から起算して２年６か月の範囲内において規則で定める日から施行する。
- ２ 広場の専用使用の許可その他の広場の専用使用に関する手続は、この条例の施行の日前においても、この条例の規定の例により行うことができる。
- ３ 指定管理者の指定その他の広場の指定管理者に関する手続は、④の規定の施行の日前においても、④の規定の例により行うことができる。
- ４ 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的な利用に関する条例（昭和３９年池田市条例第７号）の一部改正により、１年を超える期間

にわたる独占的な利用をさせる場合において議会の議決を経なければならないこととする公の施設について、広場を追加する。

- 5 池田市暴力団の排除に関する条例の一部改正により、暴力団等の利益になる使用をさせない公の施設について、広場を追加する。

補足、解説

本条例は、令和6年12月池田市議会定例会への提出を予定しています。